

# 造林事業仕様書

令和8年度 利根下流地区造林（地拵外）請負事業

群馬森林管理署

---

この請負事業の仕様書は次のとおりとする。

- 造林事業請負標準仕様書
- 造林事業請負実行管理基準
- 関東森林管理局造林事業仕様書

掲載場所：<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/20140423.html>

---

#### 特記事項

この請負事業に対する特記事項は次のとおりとする。なお、この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によること。

#### (CSF 感染拡大防止対策)

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、群馬県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。

#### (作業種ごとの特記仕様)

地拵作業にあたっては「地拵特記仕様書」、植付作業にあたっては「植付特記仕様書」、除伐 2 類にあたっては「除伐 2 類特記仕様書」、獣害防除（単木保護資材設置）作業にあたっては「作設標準図」、獣害防除（忌避剤散布）作業にあたっては「忌避剤散布特記仕様書」、獣害防除（剥皮防止資材設置）作業にあたっては「剥皮防止資材設置特記仕様書」のとおりとする。

#### (その他)

- 1 現場での判断が難しい場合は、監督職員と協議の上、指示に基づき作業すること。
- 2 希少野生生物を確認した場合は、監督職員へ報告することとし、事業実施において希少野生生物の保護の観点から事業の調整等に応じること。
- 3 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について：【別紙 1】のとおり
- 4 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について：【別紙 2】のとおり

## 特記仕様書

## 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

- 1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。
- 2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。
  - (1) 真夏日  
日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。
  - (2) 事業期間  
事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。
  - (3) 真夏日率  
事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。
- 3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。  
なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。
- 4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。  
なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。
- 5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正值を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正值 (\%)}} = \boxed{\text{真夏日率}} \times \boxed{\text{補正係数}^{\ast}}$$
 ※補正係数は 1.2 とする。

## 特記仕様書

## 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
  - ①衛星携帯電話事業者名
  - ②衛星携帯電話サービス名
  - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
  - ④利用料金
  - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
  - ⑥本事業以外の事業への供用の有無  
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

## 地 拵 特 記 仕 様 書

作 業 種	作 業 仕 様	適 用 林 小 班 等
全刈地拵	植幅 0.5 m以上	地拵全林小班
	置幅 1.7 m以内	

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

## 植 付 特 記 仕 様 書

## 1 苗木の仕様

樹 種	区 分	長 さ	根元径	本数	適用林小班等
スギ	コンテナ苗	45cm上	3.5mm以上	360	293は
ヒノキ	コンテナ苗	30cm上	3.0mm以上	2,500	
ヒノキ	コンテナ苗	45cm上	3.5mm以上	1,380	
スギ	コンテナ苗	45cm上	3.5mm以上	2,460	445ほ
スギ	コンテナ苗	45cm上	3.5mm以上	920	417ろ2(1)
スギ	コンテナ苗	45cm上	3.5mm以上	8,060	434に

(注) 品質確保の観点から、原則として群馬県産の苗木とする(スギにあたっては花粉症対策苗木(無花粉苗木、少花粉苗木及び低花粉苗木))。群馬県内では苗木調達が困難で、隣接都県から調達可能な場合は、植付作業に着手する前までに条件変更について発注者に協議の上、当該都県から移入した苗木を使用すること。ただし、原則として種子の採取地及び育成地が林業種苗法第24条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内である苗木に限る。

## 2 ha当たりの植付本数及び苗木の植付間隔

植 付 樹 種	ha当たりの 植付本数(本)	苗木の植付間隔 (水平距離)		適用林小班等
		列 間	苗 間	
スギ・ヒノキ (コンテナ苗)	2,000	2.20m	2.20m	植付全林小班

(注) 寸法の単位は、m以下1位(10cm単位)とする。

別紙

適用林小班：403 ろ 1、403 に、455 ほ 1、455 ち（単木保護資材あり）

## 除伐 2 類 特記仕様書

### 1. フレキシブルコンテナバックの購入

取り外した単木保護資材を集積するためのフレキシブルコンテナバック（品質・規格：丸形φ110×高108(cm) ※同等以上のものでも可）について、請負者が以下数量を購入し、作業前に監督職員立ち会いのもと、品質・規格・数量等の確認を受けること。

林小班	フレキシブルコンテナバック数量（枚）
403 ろ 1	37
403 に	33
455 ほ 1	23
455 ち	77
計	170

### 2. 単木保護資材の取り外し、回収方法

ネット：ナタやカッター等を用いて取り外し、フレキシブルコンテナバックへ入れること。

支柱：抜き取り、複数を紐等で束ね、持ち運びやすいようにまとめること。なお、抜き取りが困難なものは、ペンチ等を用いて地際部分で切断した後、複数を紐等で束ね、持ち運びやすいようにまとめること。

集積場所については、監督職員の指示によること。

### 3. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。
- (2) 実施後、フレキシブルコンテナバックが余った場合には、監督職員に引き渡すこととする。

# 作 設 標 準 図

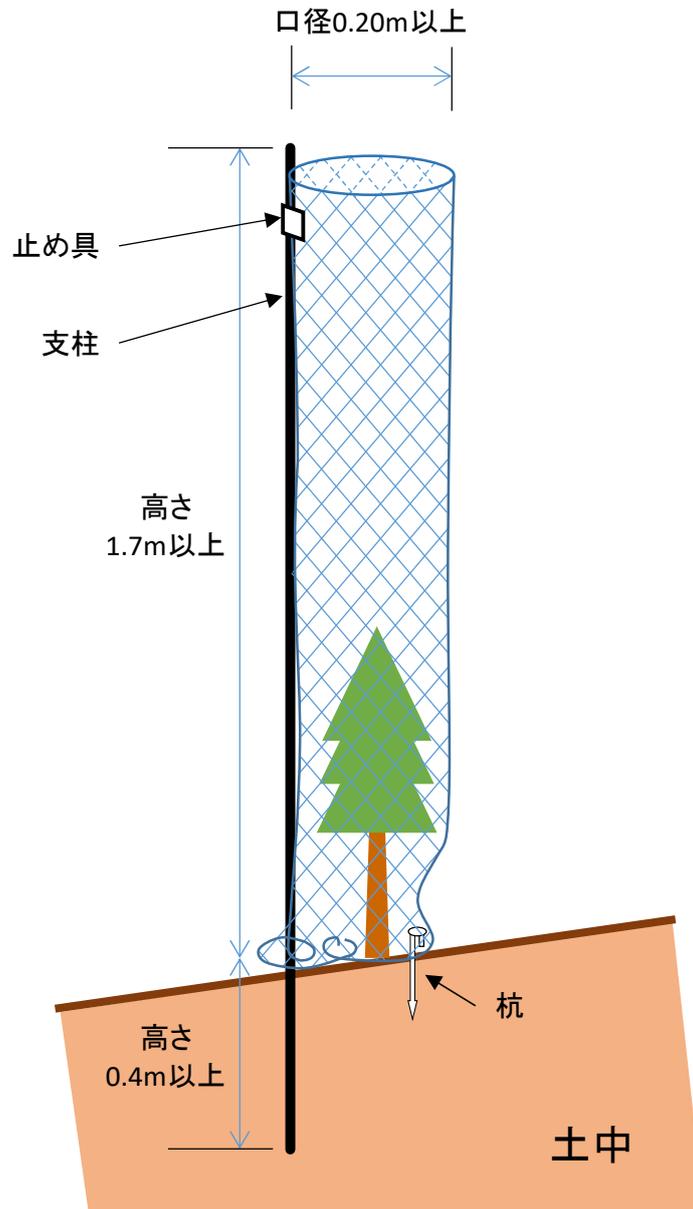
## シカ被害防除資材 単木保護(ネットタイプ)

適用林小班:434に

1セット

材質・規格		備考
本体	材質:ポリプロピレン又はポリエチレン <sup>※</sup>	
	目合い:15×20mm以下	
	高さ:1.7m以上、口径:0.20m以上	
止め具	材質:ポリプロピレン、ポリエチレン又は金属製クリップ <sup>※</sup>	開口部から10cm付近に取り付ける。
杭	材質:ポリプロピレン又は竹製 <sup>※</sup>	杭数:1本以上
支柱	材質:FRP <sup>※</sup> 、φ7.9mm以上、高さ2.1m以上	支柱数:1本以上

※もしくは同等以上で、5年以上の耐久性を確保できるもの



## 忌避剤散布特記仕様書

## 1. 忌避剤の仕様

- (1) 性状 類白色水和性粘調懸濁液体
- (2) 有効成分 ジラム（白色粉末）32% ジンクジメチルジチオカーバメイト
- (3) 効果
- ア) ノウサギ・カモシカ・ニホンジカに忌避効果が認められる。
- イ) 薬剤は散布後3時間程度で素早く乾燥、また付着性にも優れ、降雨による流出が無く散布した部分の食害を長期にわたって防止する。
- ウ) 味覚刺激による食害減退効果がある。
- (4) 安全性
- ア) 毒物分類 普通物（劇物・毒物・特定毒物に該当しないもの）
- イ) 魚毒性 C類

散布された忌避剤が河川湖沼海域および養魚場に飛散または流入するおそれのある場所では使用せず、これらの場所以外で使用する場合も、一時に広範囲に使用しない。散布に使用した器具及び容器を洗浄した水、使用残りの薬液並びに使用後の空き袋は、河川などに流さず地下水を汚染するおそれのない場所を選び土中に埋没するなど安全な方法で処理する

## 2. 忌避剤の散布内訳

植栽樹種	適用害獣名	原液量(ℓ)	希釈倍率	総散布量(ℓ)	植栽木1本当たり使用量(ℓ)	対象林小班等
スギ	ニホンジカ・カモシカ	12.30	3倍	36.90	0.005	445ほ(春)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	12.30	3倍	36.90	0.005	445ほ(秋)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	106.00	3倍	318.00	0.010	446れ(春)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	106.00	3倍	318.00	0.010	446れ(秋)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	117.80	3倍	353.40	0.010	446そ(春)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	117.80	3倍	353.40	0.010	446そ(秋)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	1.80	3倍	5.40	0.005	455に1(春)
スギ	ニホンジカ・カモシカ	1.80	3倍	5.40	0.005	455に1(秋)
ヒノキ	ニホンジカ・カモシカ	1.80	3倍	5.40	0.005	455へ(春)
ヒノキ	ニホンジカ・カモシカ	1.80	3倍	5.40	0.005	455へ(秋)

※植栽木1本当たり使用量は、原液の数量とする。

### 3. 忌避剤の購入

獣害防除資材は請負者が購入し、設置前に監督職員立ち会いのもと、品質・規格・数量等の確認を受けること。

### 4. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示による。
- (2) 散布後、余分な忌避剤が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。
- (3) 2 回目散布実施箇所 2 回目の散布時期については、1 回目の散布完了後監督職員と現地の状況を確認の上、決定すること。

## 剥皮防止資材設置特記仕様書

## 1 設置資材の規格・数量表

下記の品質・規格と同等の製品を使用。

品名	品質・規格	数量	単位	備考
剥皮防止用テープ	品質：ポリプロピレン、幅：19mm 長さ：1,000m/巻、5巻/梱包	62	梱包	うち5梱包支給
タッカー	寸法：高さ160mm×幅34mm×長さ176mm、質量：700mm、ステープル装填本数：150本	—	個	
ステープル	タッカー用、幅：12mm、長さ：13mm、1,000本×20箱/梱包	34	梱包	うち15梱包支給

## 2 設置標準図

別紙のとおり

## 3 獣害防除資材の購入

類似の同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員に資材の規格・品質等の確認を得てから資材の設置を行うこと。

## 4 1本当たり設置数量（参考）

平均胸高直径	16cm	18cm	20cm	22cm	24cm
品名					
剥皮防止用テープ (直径が2cm増減ごとに±0.3m増減)	5.4m	5.7m	6.0m	6.3m	6.6m
ステープル	13本				

## 5 資材設置木の選定

- (1) 獣害防除対象木は、除伐2類及び保育間伐後の残存木中、将来性の優れたものを選木することとする。
- (2) 現地の状況によりクマが通ると考えられる獣道の周辺や将来にわたり保残すべき優良木について重点的に巻き付けること。
- (3) 形質不良木や劣勢木、被害木等で将来、枯損または自然淘汰されることが想定されるものについては、巻き付けしないこと。

## 6 資材の設置方法

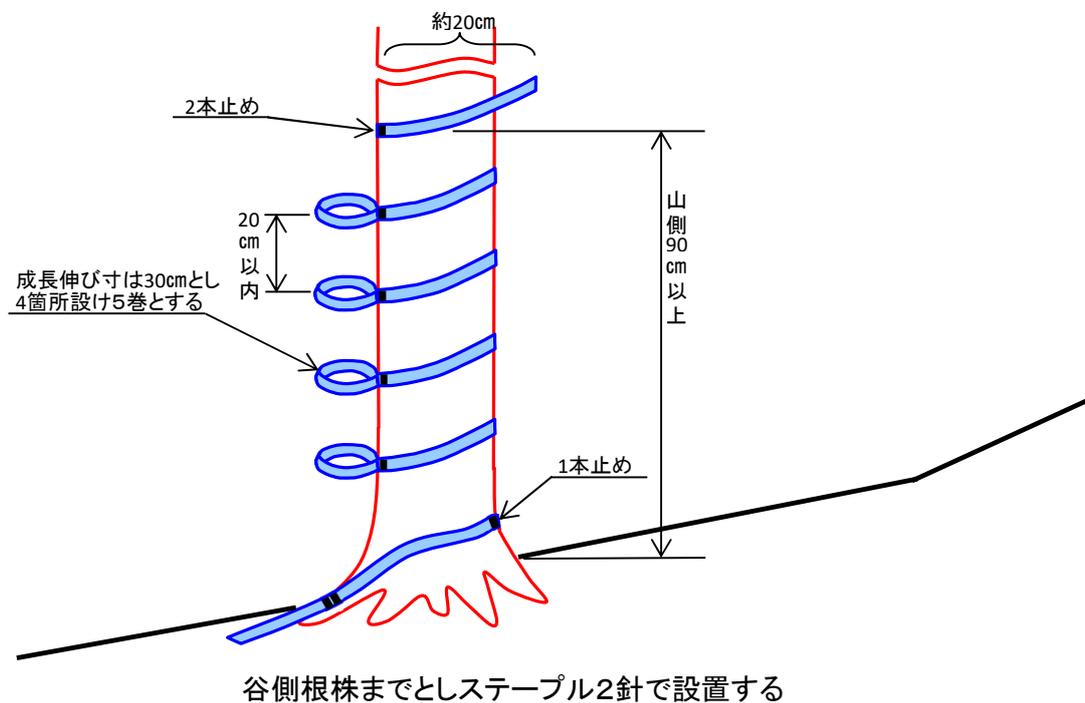
- (1) 別添標準図により山側からみて、90cm以上の高さから成長伸び寸(30cm)を4箇所設け5巻きとし、地際(谷側)付近まで巻き付けることとし、テープの始点及び終点については、ステープルを2本止めとし着脱しないように措置を講ずること。
- (2) 対象木へ巻き付ける際、緩み及びたるみのないように留意すること。特に下方山側については緩まないようにステープル(1本止め)により措置を講ずること。
- (3) テープを巻き付ける際、ねじれないように設置すること。

## 7 その他

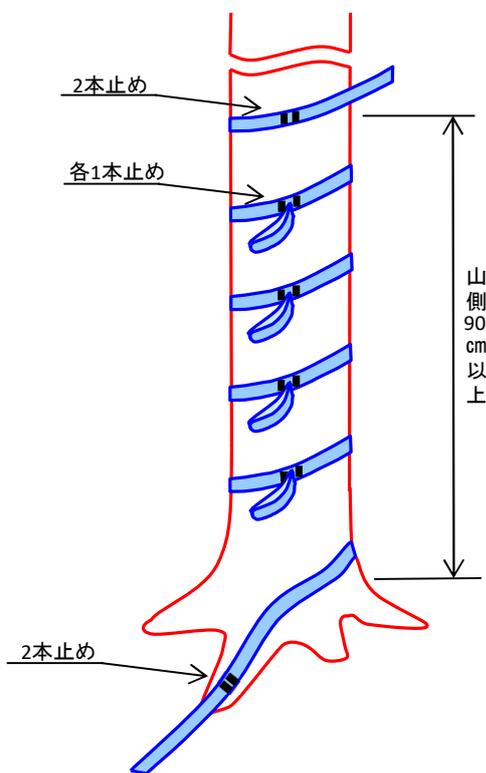
- (1) 本仕様に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。
- (2) 設置後、余分な資材が生じた場合には監督職員に引き渡すこととする。

# 設置標準図

## 側面図



## 正面図



## 平面図

